

# 業務委託設計書

年 度	令 和 3 年 度						
業務場所	明石市相生町1丁目10番地内			委託方法 及 び 業務期限	請負		
					契約締結の翌日から		
業務名称	新中崎分署棟整備用地境界確定業務委託			令和 4年 2月28日 まで			
				支払い方法	前払金	無	
					部分払	無	
業務概要	測量業務						
	1. 打合せ等			1.0 式			
	2. 基準点測量			1.0 ツ			
	3. 用地測量			1.0 ツ			
	4. 公共用地境界確定協議			1.0 ツ			
	5. 登記業務			1.0 ツ			
設計金額		消費税相当額		当初請負金額		消費税相当額	

## 業務委託費内訳書

工種	名稱	数量	単位	単価	金額	備考
直接委託費	打合せ等	1.0	式			第1号 委託費明細書
	基準点測量	1.0	〃			第2号 委託費明細書
	用地測量	1.0	〃			第3号 委託費明細書
	公共用地境界確定協議	1.0	〃			第4号 委託費明細書
	登記業務	1.0	〃			第5号 委託費明細書
直接委託費計						
	電子成果品等作成費	1.0	式			
純委託費計						
	諸経費	1.0	式			
委託価格合計						
	消費税相当額	1.0	式			
業務委託費総計						

### 第 1 号 委 託 費 明 細 書

第 2 号 委 託 費 明 細 書

第 3-1 号 委 託 費 明 細 書

名 称	形 質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
用 地 測 量						
	業 務 計 画	1.0	業務			
	現 地 踏 査	1.0	〃			
	公 図 等 の 転 写	0.19	万 m <sup>2</sup>			
	地 積 測 量 図 転 写	0.19	〃			
	土 地 登 記 記 錄 調 査	0.19	〃			
	復 元 測 量	0.19	〃			
	境 界 確 認	0.19	〃			
	土 地 境 界 確 認 書 作 成	0.19	〃			
	補 助 基 準 点 の 設 置	0.19	〃			
	境 界 測 量	0.19	〃			
	用 地 境 界 杠 設 置	10.00	本			
	境 界 点 間 測 量	0.19	万 m <sup>2</sup>			

### 第 3-2 号 委 託 費 明 細 書

第 4 号 委 託 費 明 細 書

第 5 号 委 託 費 明 細 書

# 新中崎分署棟整備用地境界確定業務委託

## 特記仕様書

### 第1条 総則

- (1) 本業務の履行は、本特記仕様書によるほか、「兵庫県公共測量作業規定（最新版）」、「兵庫県土木設計業務等委託必携（最新版）」によるものとする。
- (2) 本業務の履行において、疑義が生じた場合や、本特記仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

### 第2条 目的

本業務は、明石市が整備する新中崎分署棟の設計に資するため、新中崎分署棟整備予定用地の敷地境界線を確定及び明示し、敷地面積を求めて地積測量図等を作成し、法務局へ登記を行うことを目的とする。

### 第3条 業務の範囲

本業務の範囲は、明石市相生町1丁目10番地内とする。（位置図及び拡大図参照）

### 第4条 工期

本業務の工期は、契約締結日の翌日から令和4年2月28日までとする。

### 第5条 業務内容

- (1) 打合せ
- (2) 基準点測量
  - ア 4級基準点
- (3) 用地測量
  - ア 業務計画
  - イ 現地踏査
  - ウ 公図等の転写
  - エ 地積測量図転写
  - オ 土地登記記録調査
  - カ 復元測量
  - キ 境界確認
  - ク 土地境界確認書作成
  - ケ 補助基準点の設置

- コ 境界測量
  - サ 用地境界杭設置
  - シ 境界点間測量
  - ス 面積計算
  - セ 用地実測図原図作成
  - ソ 用地平面図作成
- (4) 公共用地境界確定協議
- ア 公共用地管理者との打合せ
  - イ 現況実測平面図作成
  - ウ 横断面図作成
  - エ 依頼書作成
  - オ 協議書作成
- (5) 登記業務
- ア 申請手続
  - イ 地積測量図
  - ウ 土地実地調査書

## 第6条 打合せ等

- (1) 本業務の打合せ時期は、概ね業務着手時、中間、成果品納入時に行うものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受託者が書面に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は委託者との打合せのほかに、必要に応じて関係者と協議等を行い、その結果を報告のうえ、当該業務に反映させるものとする。なお、協議等に係る費用の一切は委託料に含まれるものとする。

## 第7条 提出書類

- 受託者は、以下に示す書類を提出しなければならない。
- (1) 着手届
  - (2) 配置業務責任者届出書及び経歴書
  - (3) 作業工程表
  - (4) 業務計画書
  - (5) 完了届

## 第8条 成果品

本業務の成果として、下記のものを提出すること。

(1) 完成図書 正副2部 A4版を原則とする。

- ア 業務計画書
- イ 議事録
- ウ 測量成果図面等
  - ・ 書類全て
- エ 土地境界確認書
- オ 協議書
- カ 写真
  - ・ 測量等業務写真
  - ・ 境界明示位置写真
- キ 地積測量図等
  - ・ 書類全て
- ク 業務の過程で作成された書類及び資料
- ケ その他委託者から指示があったもの

(2) 電子媒体 2部

上記(1)完成図書の内容をデータ化したもの。原則、PDF形式とするが、測量データについては jww 形式等、写真データについては jpeg 形式等にもデータ化すること。

## 第9条 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、委託者と密接な連絡をとりつつ進め、進捗に応じて委託者の指示により報告を行い、必要図書及び資料を提出すること。また、疑義が生じた場合は、直ちに委託者と協議を行うこととする。なお、協議の時期を逸することにより生じた不利益等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 調査、測量等により、現地にて作業を行う際は、必ず名札等の着用により身分を明確にするとともに、第三者より作業内容等について説明を求められた場合は、誠意をもって対応しなければならない。また、やむを得ず、第三者の敷地内へ立ち入る必要が生じた場合は、受託者の責において事前に相手方の了承を得ること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、成果物の取扱いについても、委託者の承認なしにこれを使用してはならない。
- (4) 本業務は、成果品の検査合格をもって完了とし、完了届を提出すること。ただし、完了後であっても誤謬が発見された場合には、受注者は自らの費用により修正及び再作業を行わなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上具備すべきものについては当然満足していなくてはならない。

# 測量委託共通仕様書

## 第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、明石市消防局の行う測量作業に適用する。
2. 設計図書および特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## 第2条 作業実施

測量作業は、兵庫県の定める公共測量作業規程および同規定に係る運用基準(以下「規程」という。)により実施するものとする。

## 第3条 用語の定義

監督員、指示、承諾、協議、設計図書とは次の定義による。

- (1) 監督員　主任監督員、監督員を総称している。
- (2) 指示　　委託者側の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施されることをいう。
- (3) 承諾　　受託者側の申し出た事項に対して監督員が了解することをいう。
- (4) 協議　　監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 設計図書　金抜設計書、本仕様書及び特記仕様書をいう。

## 第4条 疑義

受託者は、測量作業実施にあたり仕様書および設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議のうえ実施するものとする。

## 第5条 業務計画

1. 受託者は、あらかじめ作業実施に必要な次の事項を記載した業務計画書を提出しなければならない。ただし、簡易な業務で監督員の承諾を得た場合には省略することができる。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 業務概要  | (4) 業務内容 |
| (2) 業務工程表 | (5) 使用機器 |
| (3) 業務編成  | (6) 交通安全 |

2. 業務計画書を変更する必要が生じ、その都度変更に関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

## 第6条 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は「規程」第2条に規定するもの、又は、監督員の指示によるものとする。

## 第7条 支給材料および貸与

1. 受託者は支給材料および貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受託者は、作業完了時には支給物品清算書をすみやかに監督員に提出しなければならない。

## 第8条 作業確認

受託者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書またはあらかじめ監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

## 第9条 検査

受託者は既済部検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

## 第10条 作業管理

1. 受託者は、作業実施にあたり関係法規を遵守し常に善良なる管理を行なわなければならぬ。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には常に相互協調するとともに成果の照合を行なわなければならない。
3. 受託者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害または、公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

## 第11条 土地の立入

1. 受託者は、測量実施にあたり国、公有または私有の土地に立入る場合は関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 受託者は、測量実施にあたり宅地または、かき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは監督員と協議するものとする。

## 第12条 土地の使用等

受託者は植物、かき、もしくはさく等の伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は所有者または占有者の承諾を得て行なうものとする。この場合生じた損失は、特記仕様書に示すほかは原則として受託者が補償するものとする。

## 第13条 関係行政機関その他への手続き

1. 受託者は、測量実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督員と打合せのうえ受託者において迅速に処理しなければならない。
2. 受託者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するときまたは交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

## 第14条 提出書類

1. 受託者は、特記仕様書及び監督員の指定する書類の他、別に示す様式により、契約後、関係書類を監督員を経て、原則として書面によりこれを行うものとする。
2. 指示、承諾、および協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

## 第15条 成果品

1. 成果品は「規程」に定めるものの他、特記仕様書によるものを提出するものとする。
2. 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用

してはならない。

#### 第16条 再測量

受託者は、作業完了後3年以内に測量成果に誤りが発見された場合は、委託者の指示により受託者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。

#### 第17条 境界立会い

- 受託者は、関係人の立会いを得た場合は、筆界確定書または実測平面図に確認を行ったものの署名押印を求めるものとする。

なお、各境界点に略図で横断図にその位置を図示するものとし、必要に応じて筆界点と近傍の恒久目的物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

- 受託者は、前項の確認が得られた場合は、速やかに委託者に報告するものとし、確認が得られない場合は、委託者の指示を受けるものとする。

#### 第18条 対面同意

国土調査図、字限図等の公図と現状とが違う場合若しくは狭水路等の場合または委託者が指示する箇所については、対面同意を得るものとする。

#### 第19条 地積測量図

地積測量図及び土地所在図は、地積測量図等作成要領により作成するものとする。

#### 第20条 抵当権等抹消

相続権が発生または抵当権等が設定されている場合、受託者は、関係者の協力を得て、所有権移転登記までに抹消するものとする。なお、分筆後の抵当権抹消も含むものとする。

#### 第21条 点検

測量成果の精度および品質について、確認のための点検測量を行うものとする。なお、点検測量率は、次表程度行うものとする。

点検測量率表

種別	測量作業	点検測量率	種別	測量作業	点検測量率
基 準 点 測 量	1級、2級基準点測量	10%	応 用 測 量	中心線測量	5%
	3級、4級基準点測量	5%		縦断測量	5%
	1級、2級水準測量	5%		横断測量	5%
	3級、4級水準測量	5%		用地幅杭測量	5%
	簡易水準測量	5%		深浅測量	5%
	地形測量（写真測量含む）	2%			